税務研究会
ZEIMUKENKYUKAI

ACTUS
CONSULTING MIND

令和5年度税制改正大綱要点解説

＜納税環境整備＞

2023年1月

ア　ク　タ　ス　税　理　士　法　人

税理士　丸山　貴弘

納税環境整備

Copyright © ACTUS All rights reserved.

無申告加算税等の割合の引上げ 【大企業・中小企業・個人事業】

規模の高額な無申告に対する無申告加算税の割合が引き上げられます。 また、一定期間にわたって繰り返し行われる無申告行為に対しても、無申告加算税等の加重措置が取られることになります。

■高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引き上げ

【改正内容】

納付すべき税額（増差税額）が300万円を超える場合には、超える部分の無申告加算税の割合が30%に引き上げられます更正の予知がない場合の期限後申告等については、300万円を超える部分の無申告加算税の割合が25%に引き上げられます。

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
現行制度	15%(10%)	20%(15%)	
改正後	同上	同上	30%(25%)※1

※1　高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合については、所要の措置を講じられる予定
※2　（　）書きは、更正の予知がない場合の期限後申告等における無申告加算税の割合

適用時期　令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

Copyright © ACTUS All rights reserved.

無申告加算税等の割合の引上げ 【大企業・中小企業・個人事業】

■繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備

【現行制度の問題点】

現行の加算税率は、無申告を繰り返し行う者について一度に是正する場合には、無申告行為が繰り返された回数に関わらず一律であるため、意図的に無申告行為を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。

【改正内容】

前年度及び前々年度に無申告加算税等を課される者について、更なる無申告行為に対して課される無申告加算税等を10%加重する措置が取られます。

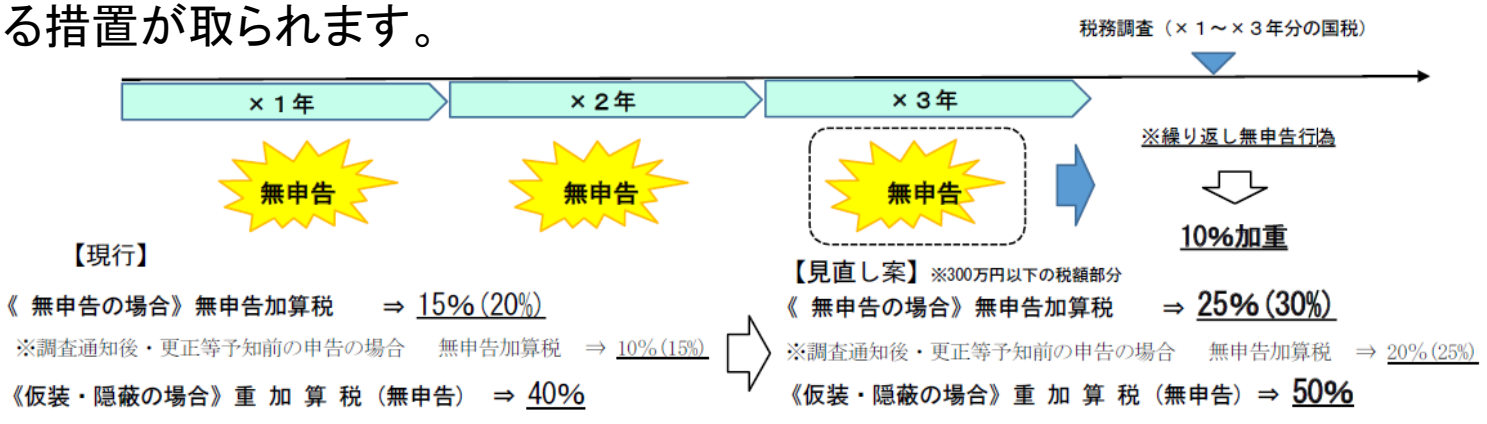

○短期間に繰り返し行われた無申告行為の具体的事例

（表記は、調査により把握された申告漏れ所得金額）

	業 種	×１年	×２年	×３年
事例１（無申告）	事業者（飲食店経営）	1600万円	1900万円	1600万円
事例２（無申告）	会社員（暗号資産）	100万円	5100万円	１億4000万円
事例３（無申告重加）	事業者（風俗店経営）	3300万円	2500万円	2300万円

（注１） 過少申告加算税、不納付加算税及び重加算税（過少・不納付）については、上記の見直しの対象外。
（注２） 調査通知がある前に申告が行われた場合に課される無申告加算税については、上記の見直しの対象外。
（注３） 令和６年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

（出典：令和4年12月13日 税制調査会 「マル政等処理案概要〔納税環境整備〕」）

適用時期 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

Copyright © ACTUS All rights reserved.

無申告加算税等の割合の引上げ 【大企業・中小企業・個人事業】

名称	課税要件	課税割合（増差本税に対する）	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税（注１～３）	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	１０％ （期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分（※）） １５％	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合（注４）	不適用
無申告加算税（注１・３・６）	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	１５％ ［50万円超の部分］ ２０％	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から１月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
			更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合（注５）	５％
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	１０％	・正当な理由がある場合 ・法定納期限から１月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	５％
重加算税（注６・７）	仮装隠蔽があった場合	（過少申告加算税・不納付加算税に代えて） ３５％ ［無申告加算税に代えて］ ４０％		

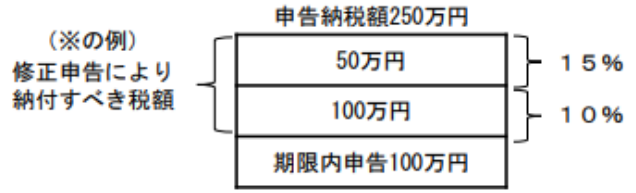

300万円超の部分30%

（注１）国外財産調書・財産債務調書の提出がある場合には５％軽減（所得税・相続税）する。国外財産調書・財産債務調書の提出がない場合等には５％加算（所得税・相続税（財産債務調書については所得税））する。国外財産調書について、税務調査の際に国外財産の関連資料の不提出等があった場合には更に５％加算等する。
（注２）電子帳簿等保存法上の一定の要件を満たす電子帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関して生じる申告漏れ（重加算税対象がある場合を除く。）については、過少申告加算税を５％軽減する。
（注３）税務調査の際に行われる税務当局の質問検査権の行使に基づく帳簿の提示又は提出の要求に対し、帳簿の不提出等があった場合には、過少申告加算税又は無申告加算税を５％又は10%加算（所得税・法人税・消費税）する【令和４年度改正】。
（注４）調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は５％（※部分は10%）とする。
（注５）調査通知以後、更正・決定予知前にされた期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%（50万円超の部分は15%）とする。
（注６）過去５年内に、無申告加算税（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算する。
（注７）スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関して生じる仮装隠蔽があった場合の申告漏れについては、重加算税を10%加算する。

前年度及び前々年度につき、無申告加算税又は無申告重加算税が課される者が行う、更なる無申告行為に対して課される無申告加算税又は無申告重加算税10%加重措置を加える

（出典：財務省HP「加算税の概要」に一部加筆）

Copyright © ACTUS All rights reserved.

ACTUS

CONSULTING MIND

ア ク タ ス 税 理 士 法 人

アクタス社会保険労務士法人

アクタスHRコンサルティング㈱

アクタスITソリューションズ㈱

アクタスマネジメントサービス㈱

赤坂事務所
東京都港区赤坂4 -2-6　住友不動産新赤坂ビル2F
TEL：03-3224-8888

立川事務所
東京都立川市曙町2-34-13　オリンピック第3ビル5F
TEL：042-548-8001

大阪事務所
大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1　肥後橋センタービル7F
TEL：06-6449-8682

長野事務所
長野県飯田市松尾上溝2700-1　MATOIビル2F
TEL： 0265-59-8070

https://www.actus.co.jp

アクタスグループ